精神科地域包括ケア病棟入院料の届出書添付書類

1	모	ш	病	中	米石
1	曲	m	加	炑	₩V

以下の各数値を記載し、	要件を満たす場合は、	□に✔を記入すること。
-------------	------------	-------------

(1) 当該病院における精神科地域包括ケア病棟入院料の届出病床数	床
(2) 当該病院における精神科救急急性期医療入院料の届出病床数	床
	□ (≦120)
(3) 当該病院における精神科急性期治療病棟入院料の届出病床数	床
(1)~(3)の合計	床
	□ (≦200)

2 精神科救急に係る要件(直近1年間の実績を記入すること)

(1)	精神科救急医療体制 整備事業で該当する 施設を選択		日 精神科救急医療確保事業において常時対応型施設として 指定を受けている医療機関			
				身体合併症救急医療確保事業において指定を受り 医療機関	ナている	
	□精神科救急医療確保事業において輪番対応型施設として指定を受けている医療機関				医療機関	
		1	当該保険医療	機関	の時間外、休日又は深夜における入院件数	件(≧4件)
(2)			情報センター、	他の	な急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療 医療機関、都道府県(政令市の地域を含むもの 保健所、警察又は消防(救急車)からの依頼件数	件(≧1件)
		2	当該保険医療	機関	の時間外、休日又は深夜における外来対応件数	件(≧10件)
			情報センター、とする)、市町	他の村、伊	双急情報センター、精神医療相談窓口、救急医療 医療機関、都道府県(政令市の地域を含むもの 保健所、警察又は消防(救急車)からの依頼件数 で返り外の依頼件数も含む。)。	件

3 在宅医療に係る要件(要件を満たす場合は、□に✓を記入すること。)

(1)	当該保険医療機関において精神科訪問看護・指導料(I)及び(II)の算定回数が直近3か月間で60回以上	
(2)	当該保険医療機関と同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する訪問 看護ステーションにおいて精神科訪問看護基本療養費の算定回数が 直近3か月間で300回以上	
(3)	当該保険医療機関において精神科退院時共同指導料の算定回数が直 近3か月間で3回以上	
(4)	当該保険医療機関において通院・在宅精神療法の「2」の算定回数が 直近3か月で20回以上	
(5)	当該保険医療機関において精神科在宅患者支援管理料の算定回数が 直近3か月間で10回以上	

4	精神保健指定医の公務員と	しての業務に係る要件	(直近1年間の実績を記入すること	(مل
_			・「世紀・丁四ツス鳴と叩バ)のこ	_ /

当該保険医療機関の常勤の精神保健指定医が、都道府県等に協力し診察業 務等を行った回数(指定医氏名:)			□(≧1回)
		① 措置入院及び緊急措置入院時の診察	
		② 医療保護入院および応急入院のための移送時の診察	□
5	うち、	③ 精神医療審査会における業務	回
		④ 精神科病院への立ち入り検査での診察	回
		⑤ その他都道府県の依頼による公務員としての業務	

5 届出等に係る要件(要件を満たす場合は、□に/を記入すること。)

当該保険医療機関がクロザリル患者モニタリングサービスの登録医療機関であること。	
精神科入退院支援加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。	
データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。	

6 当該病棟における新規入院患者の自宅等への移行に係る要件

O	二 認例1	米一の	7 る利別八院忠石の日七寺への移行	- 係る安計	
届出	出前月の	6月前	から起算して過去6月間の当該入院	料に係る病棟への延べ入院患	者数
(拮	置入院、	鑑定入	院及び医療観察法入院で当該保険医療機関	関へ入院となった患者を除く) (b)
	年	月			
~	年	月	(b)	名	
	(a)				
上詞	記患者の	うち、	当該病棟に入院した日から起算して	6月以内に退院し自宅等へ移	行※
しか	た患者数	(c)			
			(c)	名	
			(c) / (b) =		

※自宅等へ移行とは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行することをいう (ただし、死亡退院及び退院後に医科点数表第1章第2部通則5の規定により入院期間が通算される 再入院をした場合は除く。)。また、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の 当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保 健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう。

[記載上の注意]

- 1. 実績等については、照会に対し速やかに回答できるように医療機関で保管すること。
- 2. 「2」について、当該保険医療機関において、(1)又は(2)のいずれかの要件を満たすこと。
- 3. 「3」について、当該保険医療機関において、(1)又は(2)及び(3)から(5)までのいずれかを満たしていること。
- 4. (a) には、算出に係る期間を記入する。算出に係る期間とは、届出前月の6月前から起算して過去6月間の期間を言う。例えば令和6年6月からの届出の場合、令和5年6月~令和5年11月となる
- 5. 当該病棟は以下の条件を満たしていることが必要である。
 - (c) / (b) ≥ 0.7

ただし、当該保険医療機関において精神科在宅患者支援管理料の算定回数が直近3か月間で10回以上である場合は、以下の条件を満たしていることが必要である。

(c) / (b) ≥ 0.6